

令和9年4月1日から市外団体に対する減免を改正

○香南市公民館等使用料減免に関する規則

別表（第3条関係）  
香南市生涯学習施設（公民館、集会所、防災コミュニティセンター及び図書館）使用料 減免一覧表

区分	団体名等	地区公民館、防災コミュニティセンター及び集会所		香南市中央公民館、夜須公民館、香我美市民館及び野市図書館			サンホール及びマリホール			市外及び入場料加算並びにその他経費
		基本使用料	冷暖房使用料	基本使用料	付属設備及び備品使用料	冷暖房使用料	基本使用料	付属設備及び備品使用料	冷暖房使用料	
市内公共団体及び共催団体	香南市、児童福祉施設、高等学校、教育長会、校長会、教頭会、PTA、町内会、まちづくり自治会、まちづくり協議会、自主防災組織、社会福祉協議会、食生活改善推進協議会、青少年育成市民会議、伝統文化保存団体、民生委員児童委員協議会、保護司会及び更生保護女性会	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
市社会教育関係団体	文化協会、婦人会、子供会、スポーツ協会、スポーツ少年団及び高齢者クラブ	100%	0%	90%	50%	0%	50%	50%	50%	100%
市社会教育関係認定団体	上記以外の社会教育関係認定団体	100%	0%	80%	50%	0%	50%	50%	50%	100%
学校教育法第1条に規定する香南市外の学校及び保育所	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び保育所	50%	0%	50%	50%	0%	50%	50%	0%	100%
	教育委員会が必要と認めた団体	50%	0%	50%	50%	0%	50%	50%	0%	100%

○関連施設として

- 香南市農林漁業者健康増進運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- 香南市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- 香南市野市総合体育館の設置及び管理に関する条例施行規則

第2条

(7) 香南市外 次のア又はイのいずれかのをいう。

ア 構成員のうち、市内に在住又は在勤をするものの割合が50パーセント未満である団体

イ 市外に在住する個人（市内で在勤する者を除く。）

別表（第14条関係）

施設名	全面/半面	各団体等の減免後使用料（1時間につき：円）												
		香南市内										香南市外		
		スポーツ少年団		高校生以下		スポーツ協会		登録団体		一般		高校生以下		
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
赤岡	赤岡ドーム（相撲場を含む。）	全面	0	0	420	530	420	530	840	1,050	1,050	1,310	1,050	1,310
	赤岡ドーム（相撲場以外）	半面	0	0	70	110	70	110	130	210	160	260	160	260
赤岡	赤岡運動広場	全面	0	0	420	630	420	630	840	1,260	1,050	1,570	1,050	1,570
		半面	0	0	210	320	210	320	420	630	530	790	530	790
香我美	千舞温泉多目的広場	全面	0	0	30	50	30	50	50	90	60	110	60	110
夜須	夜須運動広場	全面	0	0	300	420	300	420	590	840	740	1,050	740	1,050
		半面	0	0	150	210	150	210	300	420	370	530	370	530
	夜須相撲場	全面	0	0	30	30	30	30	50	50	60	60	60	60
	手結体育館	全面	0	0	110	130	110	130	210	260	260	320	260	320
	千切ゲートボール場	全面	0	0	30	30	30	30	50	50	60	60	60	60
野市	野市ふれあい広場	サッカー場全面				840						2,100		2,100
		サッカー場半面				420						1,050		1,050
		野球場				420						1,050		1,050
		補助グラウンド	0	0	210	210	210	210	420	420	530	530	530	530
	山下グリーンテニスコート	2面	0	0	260	340	260	340	510	680	630	840	630	840
		1面	0	0	130	170	130	170	260	340	320	420	320	420
		壁打	0	0	90	130	90	130	170	260	210	320	210	320
	西佐古テニス&フットサルパーク	テニスコート2面又はフットサルコート	0	0	210	300	210	300	420	590	530	740	530	740

別表 (第12条関係)

施設名		スポーツ少年団		高校生以下		スポーツ協会		養老団体		一般		香南市外	
全面	0	0	420	630	420	630	840	1,260	1,050	1,570	1,050	1,570	1,570
半面	0	0	210	320	210	320	420	630	530	790	530	790	790
全面	0	0	420	630	420	630	840	1,260	1,050	1,570	1,050	1,570	1,570
半面	0	0	210	320	210	320	420	630	530	790	530	790	790
1面	0	0	110	150	110	150	210	300	260	370	260	370	370
2面	0	0	210	300	210	300	420	590	530	740	530	740	740
1面	0	0	110	150	110	150	210	300	260	370	260	370	370

各団体等の減免後使用料 (1時間につき：円)

別表 (第12条関係)

施設名		スポーツ少年団		高校生以下		スポーツ協会		養老団体		一般		香南市外	
全面	0	0	840	1,050	840	1,050	1,680	2,100	2,100	2,620	2,100	2,620	2,620
半面	0	0	420	530	420	530	840	1,050	1,310	1,830	1,050	1,310	1,310
全面	0	0	840	1,050	840	1,050	1,680	2,100	2,100	2,620	2,100	2,620	2,620
半面	0	0	420	530	420	530	840	1,050	1,310	1,830	1,050	1,310	1,310
1回110	0	0	210	260	210	260	420	510	530	630	530	630	630
1回220 (減免無し)	100	100	210	260	210	260	420	510	530	630	530	630	630
1回110	210	210	210	260	210	260	420	510	530	630	530	630	630
1回220 (減免無し)	100	100	210	260	210	260	420	510	530	630	530	630	630

各団体等の減免後使用料 (1時間につき：円)

※ただし、附属設備 (冷暖房、シャワー) 使用料は減免無し。